# 監査事務所の概況

(平成 28 年版モニタリングレポート)

# 目次

はじめに	– 1 –
監査事務所に関する法令・諸制度の概要	2 -
監査法人の品質管理体制の整備とそのモニタリングの概要	4 -
I. 公認会計士の状況	8 -
Ⅱ. 監査法人の状況	10 -
1. 監査法人の状況	10 -
(1) 監査法人数の推移	10 -
(2) 社員・常勤職員の人員推移及び平均年齢、非常勤職員の人員数.	– 10 –
2. 実施業務及び業務収入等の状況	14 -
3. 監査法人グループの状況	– 16 –
4. 国際的なネットワークへの提携の状況	– 18 –
(1)国際的なネットワークへの所属状況	18 -
(2)国際的なネットワークとの関係	
5. 審査の実施形態	
Ⅲ. 監査の状況	
1. 被監査会社の状況	
2. 監査人の交代の状況	
3. 各種制度等に関連する監査の状況	27 -
(1) IFRS 適用会社の監査への対応状況	27 -
(2) 新租上提の受帰の状況	- 28 -

# はじめに

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、これまで、審査会の活動状況に関して「公認会計士・監査審査会の活動状況」を作成するとともに、検査における指摘事例等について「監査事務所検査結果事例集」(以下「事例集」という。)を作成し、毎年公表してきた。

事例集については、監査事務所を中心に広く利用されているところであるが、一方で、その内容は専門的で分量も多いため、会計専門家ではない一般の利用者には 分かりにくいとの声も寄せられていた。

資本市場における会計監査の役割の重要性が一層増しているなか、企業、株主をはじめより多くの人々から、監査事務所の監査品質の適正な評価がなされることが重要となっている。このような状況に鑑み、審査会としては、会計専門家だけではなく一般の方々に対しても、監査事務所の状況等について、できるだけ分かりやすい形で情報提供することとし、今般、「監査事務所の概況(平成28年版モニタリングレポート)」として取りまとめたところである。事例集とともに是非ご利用いただきたい。

#### (平成 28 年版について)

本年版については、これまでに審査会が収集した資料や公表情報のなかから、監査事務所の状況等の理解に資するものを整理した内容としていることから、事例集の参考資料とした。今後は、審査会のモニタリング活動に係る情報も可能な範囲で盛り込み、内容を一層充実させた上で事例集から独立した形で公表したいと考えている。

#### (用語の定義)

〇「法」: 公認会計士法

〇「監査事務所」: 監査法人、共同事務所又は個人事務所

〇「協会」: 日本公認会計士協会

〇「金商法」: 金融商品取引法

# 監査事務所に関する法令・諸制度の概要

ここでは、本レポートの対象となる公認会計士及び監査法人の制度や業務内容に ついて説明を行う。

また、会員の指導・監督等を行うとともに、監査事務所の登録に関する事務を行う協会についても説明を行う。

#### 1. 公認会計士制度

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類 その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。(法第1条)

公認会計士となるには、公認会計士試験に合格し、一定の要件(業務補助、実務補習等)を満たした上で、協会に備えられている名簿に登録を受けなければならない。(法第3条、第17条、第18条)

#### 2. 監査法人制度

監査法人は、監査証明業務を組織的に行うことを目的として公認会計士が共同して設立した法人をいい、社員には5人以上の公認会計士を含む。(法第34条の7第1項)また、監査法人は設立後、その旨を内閣総理大臣(法第49条の4に基づき金融庁長官に委任。以下同じ。)に届け出なければならない。(法第34条の9の2)監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するために、業務管理体制を整備しなければならず、毎会計年度ごとに業務報告書を内閣総理大臣に提出するなどの義務を負う。

審査会では、監査事務所をその規模に応じて、下記の3つに分類している。

大規模な監査法人	大規模な監査法人に準ず	
	る規模の監査法人	中小規模監査事務所
(大手監査法人) 	(準大手監査法人)	
上場会社を概ね 100 社以	大手監査法人以外で、比較	中小監査法人(大手監査法
上監査し、かつ常勤の監査	的多数の上場会社を被監	人及び準大手監査法人以
実施者が 1,000 名以上の	査会社としている監査法	外の監査法人)並びに共同
監査法人	人	事務所及び個人事務所

具体的には以下のとおりである。

(平成28年7月現在)

(大手監査法人)	(準大手監査法人)
有限責任あずさ監査法人	仰星監査法人
新日本有限責任監査法人	京都監査法人
有限責任監査法人トーマツ	三優監査法人
PwC あらた有限責任監査法人	太陽有限責任監査法人
	東陽監査法人
	優成監査法人

(名称の五十音順で記載。)

なお、監査法人が整備すべき業務管理体制については、次章の「監査法人の品質 管理体制の整備とそのモニタリングの概要」において詳述する。

#### 3. 公認会計士・監査法人による業務

公認会計士及び監査法人が行う業務は、法により以下のとおり定められている。

- 監査証明業務:他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすること。監査証明業務は、公認会計士及び監査法人のみが行うことができる。 (法第2条第1項)
- 非監査証明業務:公認会計士又は監査法人の名称を用いて、他人の求めに応 じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、 又は財務に関する相談に応ずること。(法第2条第2項)

# 4. 日本公認会計士協会

協会は、公認会計士の品位を保持し、法第2条第1項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する業務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目的とする法人である。(法第43条)

公認会計士及び監査法人は、協会の会員となり(法第46条の2)、全国の各地方に設けられた地域会(平成28年7月現在16地域会)に登録する必要がある。

# 監査法人の品質管理体制の整備とそのモニタリングの概要

ここでは、監査品質の評価を行う上で重要な要素である、監査法人の品質管理体制の整備について概説する。その上で、監査品質を担保するための仕組として、監査事務所に対する審査及び検査等について説明を行う。

#### 1. 監査法人の品質管理体制の整備

監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならず、その中には業務の品質の管理の方針の 策定及びその実施が含まれる。(法第34条の13第1項、第2項)

上記における「業務の品質の管理」については、具体的には、以下の事項に関してそれぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることと定められている。(法第34条の13第3項、公認会計士法施行規則第26条)

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

業務に係る契約の締結及び更新

業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

業務の実施及びその審査

企業会計審議会においても、監査事務所及び監査業務を実施する監査実施者が遵守すべき品質管理を定めた「監査に関する品質管理基準」を設けており、金商法に基づく監査を実施するに当たっては、「監査に関する品質管理基準」への準拠を求められている。(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第3項、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第1条第3項)

これを受け、協会は、会員である監査事務所が遵守すべき品質管理に関するルールとして「監査事務所における品質管理」(品質管理基準委員会報告書第1号)を設けている。

なお、「監査事務所における品質管理」で求められる項目は以下のとおりである。

関連する要求事項の適用及び遵守

品質管理のシステムの構成

品質管理に関する責任

職業倫理及び独立性

契約の新規の締結及び更新

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任(監査チームの選任)

業務の実施(専門的な見解の問合せ、審査、監査上の判断の相違、監査調書)

品質管理のシステムの監視(監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視、識別した不備の評価、伝達及び是正、不服と疑義の申立て)

品質管理のシステムの文書化

監査事務所間の引継

共同監査

また、監査業務を実施する監査実施者が遵守すべき品質管理に関するルールとして「監査業務に関する品質管理」(監査基準委員会報告書 220) を定めている。

ここでは、本レポートに関連する項目として、契約の新規の締結及び更新、審査、並びに監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視について説明を行う。

#### ① 契約の新規の締結及び更新

監査事務所は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び 手続を定めなければならない。(品質管理基準委員会報告書第1号第25項) 具体的には、以下の条件を満たすことが必要である。

監査事務所が、時間及び人的資源を含め、業務を実施するための適性及 び能力を有していること。

監査事務所が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。

監査事務所が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。

#### ② 審査

監査事務所は、原則として、全ての監査業務について、監査意見を表明するにあたって、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び 監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を定めなければならない。(品質管理基準委員会報告書第1号第34項)

具体的には、以下を実施することを定めることが必要である。

#### 重要な事項についての監査責任者との討議

財務諸表等と監査報告書案の検討

監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討

監査意見の評価及び監査報告書案が適切であるかの検討

#### ③ 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視

監査事務所は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が 適切かつ十分に整備され、有効に運用されていることを合理的に確保する ために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めなければなら ない。(品質管理基準委員会報告書第1号第47項)

これには、監査事務所自ら実施する場合と、国際的なネットワークによるグローバルレビューなどが含まれる。

# 2. 監査事務所に対する審査及び検査等

#### ① 協会による品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法第 46 条の 9 の 2 で規定する協会による法第 2 条第 1 項業務の運営の状況の調査の趣旨を踏まえ行われるものであり、協会が 監査事務所の監査の品質管理の状況等を調査し、必要に応じて監査事務所に 対して改善勧告を行うものである。

なお、品質管理レビューの結果は、定期的に、又は必要に応じて、内閣総理大臣(法第49条の4に基づき審査会に委任。)に報告される。

#### ② 審査会による審査・検査

審査会は、資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて監査事務所や協会等に立入検査等を実施している。

この審査及び検査の結果、協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分であったり、法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を内閣総理大臣(金融庁長官)に対し勧告を行うことができる。(法第41条の2)

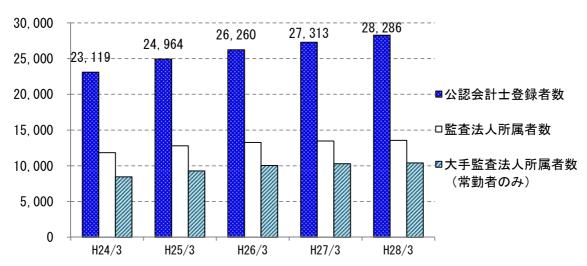
上記についての詳細は、「公認会計士・監査審査会の活動状況」(平成28年6月) を参照されたい。

# I. 公認会計士の状況

公認会計士の登録者の数及び年齢構成の推移、並びに公認会計士の地域別の所属 人数については、以下のとおりである。

公認会計士の登録者数については、ここ数年緩やかに増加しているが、監査法人の所属者数は横ばいで推移している。(図表 I-1)

公認会計士の地域別の所属の状況については、首都圏に集中している一方、大都市圏以外に所在する公認会計士は極めて少ない。(図表 I-3)

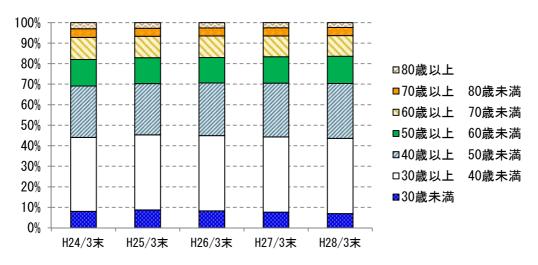


図表 I-1 < 公認会計士登録者の数の推移(単位:人)>

(出典)協会、審査会<sup>1</sup>(上記のうち、大手監査法人所属者数は、上記各期間における 各監査法人の人数を集計)

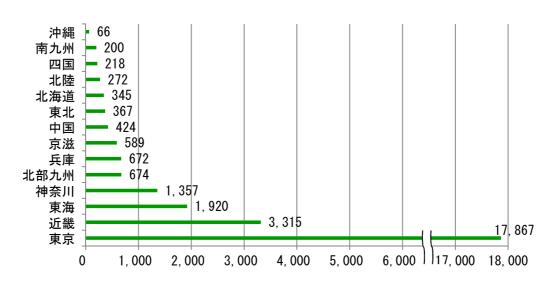
<sup>1</sup> 出典に「審査会」とあるのは、審査会が業務において入手した、監査事務所に関する資料に基づき作成したものである。

図表 I-2 < 公認会計士登録者の年齢構成の推移>



(出典) 協会

図表 I-3 < 公認会計士の地域会別の所属人数(単位:人)>



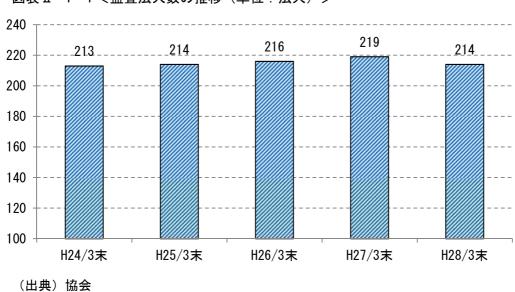
(出典)協会(平成28年3月末。なお、平成28年4月に東京会から埼玉会と千葉会が 分離している。)

# Ⅱ.監査法人の状況

# 1. 監査法人の状況

#### (1) 監査法人数の推移

監査法人数の推移について、ここ数年大きな変動はない。(図表Ⅱ-1-1)



図表 Ⅱ-1-1 <監査法人数の推移(単位:法人)>

# (2) 社員・常勤職員の人員推移及び平均年齢、非常勤職員の人員数

監査法人における、社員・常勤職員の人員数の推移、社員・常勤職員の平均年齢 (平成 26 年度<sup>2</sup>) 及び非常勤職員の人員数 (平成 26 年度) について、規模別の図 表は、以下のとおりである。

監査法人の規模別の人員構成について、大手監査法人及び準大手監査法人と比べて、中小監査法人においては、監査法人には5人以上の社員が必要なこともあり、社員の構成割合が高い割合を占めている。(図表 II-1-2)

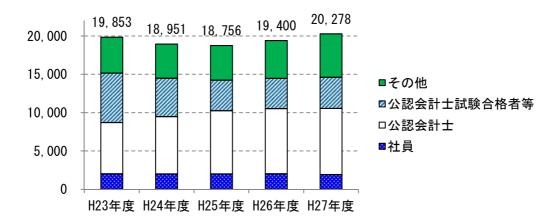
また、社員・常勤職員の平均年齢については、大手監査法人や準大手監査法人に 比べて、中小監査法人において高い傾向がみられる。(図表 II - 1 - 3)

<sup>2</sup> 本レポートにおいて「年度」という場合は、特に断りがなければ3月期をいう。

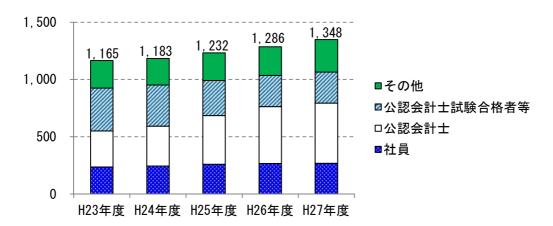
非常勤職員について、中小監査法人において高い比率で非常勤職員を活用している傾向がみられる。(図表 II-1-4)

#### 図表 Ⅱ-1-2 < 社員・常勤職員の人員数の推移(単位:人)>

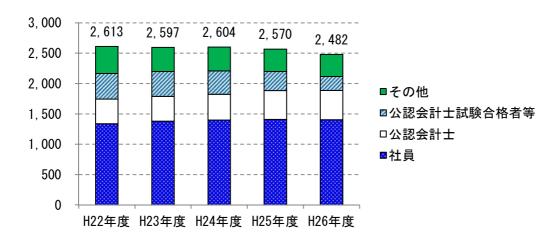
#### (大手監査法人(4法人合計))



#### (準大手監査法人(6法人合計))

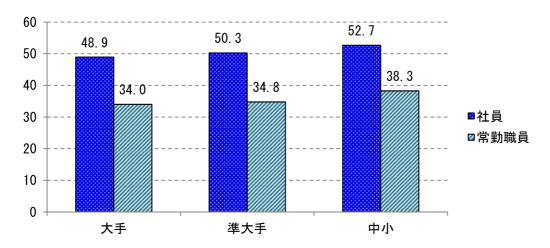


# (中小監査法人(合計))



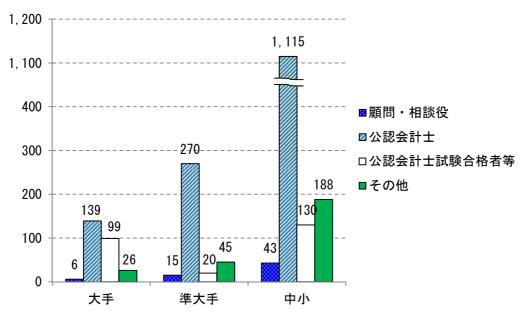
(出典) 審査会(上記の各年度における、各監査法人の人数を集計。なお、大手監査法 人と準大手監査法人については平成27年度まで、中小監査法人については平成26年度まで集計している。)

図表Ⅱ-1-3 <社員・常勤職員の平均年齢(平成26年度)(単位:歳)>



(出典) 審査会 (平成 26 年度における、各監査法人の平均年齢に基づき計算)

図表 Ⅱ-1-4 <非常勤職員の人員数 (平成 26 年度) (単位:人) >



(出典) 審査会 (平成 26 年度における、各監査法人の人数を集計)

# 2. 実施業務及び業務収入等の状況

監査法人では、独占業務である監査証明業務を行うほか、非監査証明業務として、 株式公開支援や国際財務報告基準導入支援、組織再編等の財務関連アドバイザリー サービスなどのコンサルティング業務を行っている。

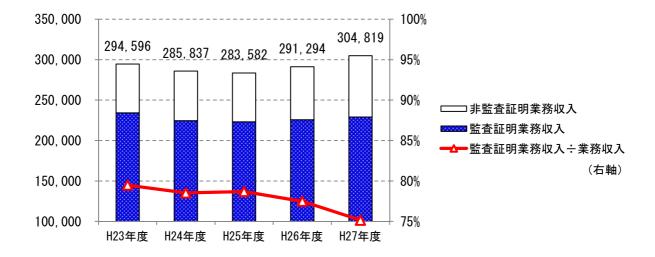
監査法人における、業務収入の内訳及び業務収入に占める監査証明業務の割合の 推移は、以下のとおりである。

大手監査法人では、準大手監査法人や中小監査法人と比べて、業務収入に占める 非監査証明業務の割合が大きく、また、監査証明業務の割合が減少傾向にある。

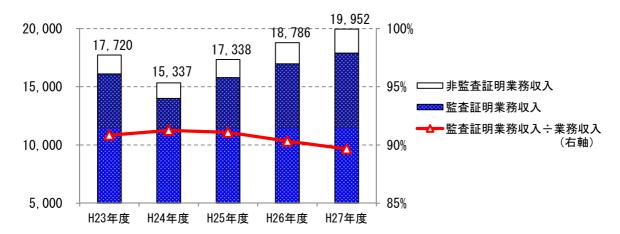
一方、準大手監査法人や中小監査法人においては、監査証明業務への依存度が高く、業務収入全体に占める割合が概ね9割を超えている。(図表Ⅱ-2)

図表 II-2 < 業務収入の内訳及び業務収入に占める監査証明業務の割合の推移((左軸)単位:百万円)>

#### (大手監査法人(4法人合計))

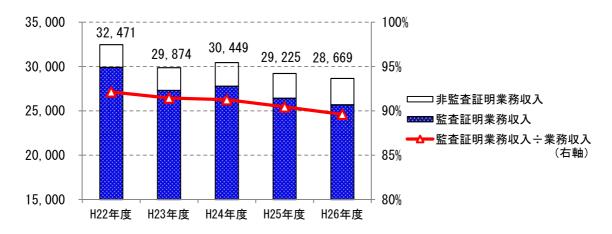


# (準大手監査法人(6法人合計))



(注)平成24年度は、1法人において、決算期変更により3ヵ月分のみ計上されている。

#### (中小監査法人(合計))



(出典)審査会(上記の各年度における、各監査法人の業務収入を集計。なお、大手監査法人と準大手監査法人については平成27年度まで、中小監査法人については平成26年度まで集計している。)

# 3. 監査法人グループの状況

大手監査法人や準大手監査法人の多くは、共通のロゴやブランドを使用し、相互に連携して業務を提携する法人³と監査法人グループを形成している。一般に、監査法人グループには、監査法人のほか、税理士法人、財務デューデリジェンスや企業価値評価、不正調査等を行うコンサルティングファーム、M&Aにおける財務アドバイザリー等を行うアドバイザリーファームなどが含まれる。

監査法人グループ全体の業務収入及び監査法人以外の法人の業務収入の割合の 推移は、以下のとおりである。中小監査法人については、監査法人グループに属す る法人が少ないことから、大手監査法人及び準大手監査法人について記載している。

大手監査法人グループにおいては、監査法人以外の法人による業務収入が増加しており、グループ全体における割合も大きく増加している。一方、準大手監査法人グループにおいては、監査法人における業務収入がグループ全体の多くを占めているなど、大手監査法人と準大手監査法人において、グループの体制に大きな違いがみられる。(図表 II-3)

図表 Ⅱ-3 < 監査法人グループの業務収入及び監査法人以外の法人の業務収入の割合の推移((左軸)単位:百万円)>
(大手監査法人(4法人合計))

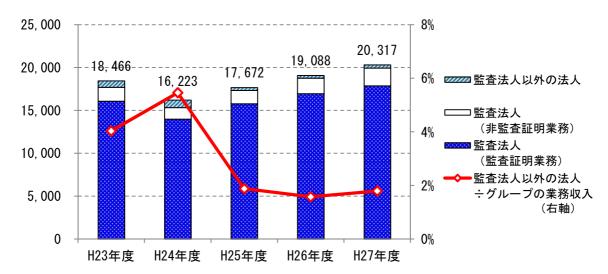


(注) 監査法人グループの業務収入には、税理士法人の業務収入は含めていない。

- 16 -

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> なお、同一の国際的なネットワークに複数の監査法人が加入しているものがあるが、 その場合は別個の監査法人グループとして取り扱っている。

# (準大手監査法人(6法人合計))



(注) 平成 24 年度の業務収入合計額は、1法人において、決算期変更により3ヵ月分のみ計上されている。

(出典)審査会(上記の各年度における、各監査法人グループの業務収入を集計)

# 4. 国際的なネットワークへの提携の状況

大手監査法人、準大手監査法人及び一部の中小監査法人は、海外に支店や子会社等を設けている被監査会社の監査を円滑に実施するため、また、監査マニュアル等のノウハウの提供を受けるため等の目的で国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっている。

#### (1) 国際的なネットワークへの所属状況

国際的なネットワークに所属している監査法人の規模別の状況は、以下のとおりである。大手監査法人及び準大手監査法人においては、すべて国際的なネットワークに所属している一方、中小監査法人においては、その一部が国際的なネットワークに所属している。(図表 II-4-1、図表 II-4-2)

図表 Ⅱ-4-1 <国際的なネットワークに所属している監査法人の状況

(単位:法人)>4

大手監査法人	4
準大手監査法人	6
中小監査法人	23
合 計	33

(出典) 審査会 (平成 26 年度における各監査法人の提携状況を集計)

図表 II-4-2 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属している国際的なネットワークの一覧>

監査法人	国際的なネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative
新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited
仰星監査法人	NEXIA International Limited
京都監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited
三優監査法人	BDO International Limited
太陽有限責任監査法人	Grant Thornton International Limited
東陽監査法人	BDO International Limited

<sup>4</sup> 中小監査法人には、海外の監査法人と協力関係(アライアンス)を締結している先も含まれている。

監査法人	国際的なネットワーク
優成監査法人	Crowe Horwath International

(出典) 平成28年6月末現在、公表資料に基づき作成

#### (2) 国際的なネットワークとの関係

国際的なネットワークを構成するネットワーク・ファームは、ロゴや名称を使用できるほか、相互の業務紹介やノウハウの提供を受けることが可能になる一方、品質管理などの面で様々な義務を負うことがある。その内容や程度は、国際的なネットワークの規模により異なり、一般的に、国際的なネットワークの規模が大きくなるほど、ネットワークがその構成員に与える影響力は大きくなる。

大手監査法人については、それぞれ4大ネットワークに加盟し、密接な関係を構築している。具体的には、ネットワークのロゴや名称の使用権を有するだけでなく、 最高経営責任者がネットワークの重要な会議の構成員であるなど、ネットワークの 運営に関与している。

また、ネットワークから監査マニュアル及び監査マニュアルに準拠した監査ツールの提供を受けており、ネットワークの基準に準拠した監査マニュアルに従った監査業務を実施している。また、審査や独立性をはじめとするその他の品質管理に関する規程についても、ネットワークで定める基準や手続等を導入している。

さらに、ネットワークが求める監査品質を維持するため、個別監査業務を中心として、ネットワークによるグローバルレビューを定期的に受けている。グローバルレビューを監査業務の定期的な検証又はその一部として取り扱っている法人もある。

準大手監査法人においては、すべての法人でネットワークに加盟しているものの、ネットワークの規模等によって提携の程度が相当異なる。大手監査法人と同等のレベルで国際的なネットワークと提携している法人もあれば、提携の程度が緩やかで、ネットワークのロゴや名称の使用権、又は、ネットワーク・ファーム間でそれぞれの国の監査業務の紹介を受ける等のやりとりに留まり、監査マニュアル等の提供を受けていないところもある。また、どの法人もグローバルレビューを受けているが、その頻度や内容にも大きな差がある。

中小監査法人が所属しているネットワークにおいては、ネットワークのロゴや名称の使用や、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるに留まり、監査マニュアル等の提供や、グローバルレビューの実施は行わないところが多い。

#### 5. 審査の実施形態

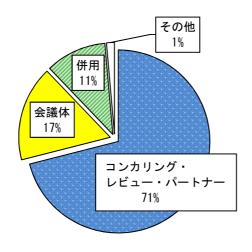
監査法人における、審査の実施形態としては、①業務執行社員以外の特定の社員により審査を行うコンカリング・レビュー・パートナー方式と、②合議制により審査を行う会議体方式、及び、③審査で確認すべき項目を明確にしたうえで、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しつつ、監査意見を表明するうえで重要な事項などをあらかじめ定め、当該事項等に該当する場合には会議体による審査を受けるといった併用方式の3つの形態がある。その状況については以下のとおりである。(図表 II-5)

大手監査法人では、かつては会議体方式による審査を実施していたところが多かったが、現在では、併用方式による審査が多くなっている。

準大手監査法人については、大手監査法人と同様に併用方式が多い。

中小監査法人においても、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しているところが多いが、会議体方式での審査を実施している法人も少なからずある。また、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用する場合でも、監査チームと審査担当者の間で意見相違がある場合等、法人が必要と判断した場合には、社員会等において審査を実施するとしている法人も多い。ただし、どのような場合に社員会等で審査するかの基準は、法人により異なる。

図表Ⅱ-5 <審査の実施形態(平成26年度)>



(出典) 審査会 (平成 26 年度における、各監査法人の審査の状況を集計)

# 皿. 監査の状況

#### 1. 被監査会社の状況

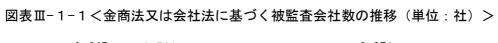
監査事務所による監査証明業務の主な対象は、金商法又は会社法に基づく法定監査である。

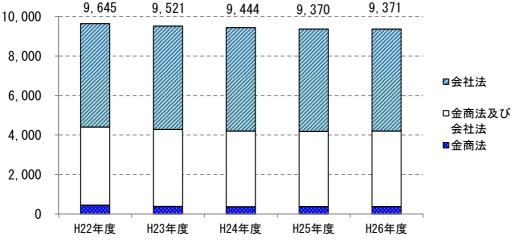
監査法人における金商法又は会社法に基づく被監査会社数の推移並びに上場している被監査会社の数及び当該会社の時価総額(平成28年3月末)とその監査人の規模別の状況は、以下のとおりである。

金商法又は会社法に基づく被監査会社数については、大きな変化はみられないものの、逓減傾向にある。(図表 $\Pi$ -1-1)

上場している被監査会社の 73%は、大手監査法人が監査している。特に、大規模な会社ほど大手監査法人が監査を行うことが多いため、時価総額ベースでは大手監査法人の割合が 9割を超えている。(図表Ⅲ-1-2、Ⅲ-1-3)

また、上場している被監査会社の67%は、3月末を決算期としており、さらに、時価総額ベースで見たときは、約8割となっており、特定の期間に監査業務が集中する状況になっている。(図表 $\Pi$ -1-4、 $\Pi$ -1-5)

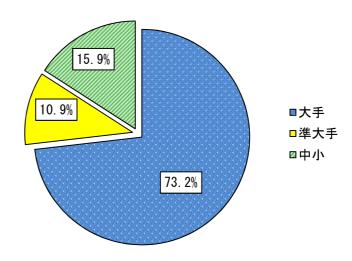




(出典) 審査会(上記各年度における、各監査法人の被監査会社数を集計)

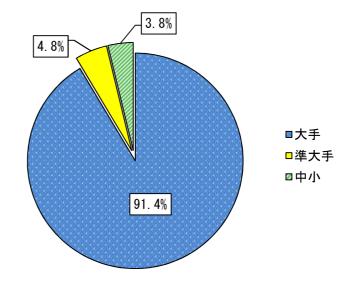
図表Ⅲ-1-2 <監査法人別上場被監査会社数(単位:社)>

大手監査法人	2, 656
準大手監査法人	397
中小監査事務所	577
合 計	3, 630



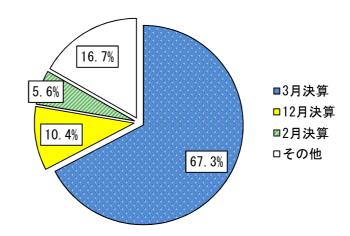
図表Ⅲ-1-3 <監査法人別上場被監査会社の時価総額(単位:百万円)>

大手監査法人	484, 655, 522
準大手監査法人	25, 563, 182
中小監査事務所	19, 948, 289
合 計	530, 166, 993



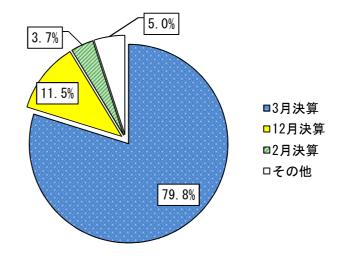
図表Ⅲ-1-4<決算期別上場被監査会社数(単位:社)>

3月決算	2, 444
12 月決算	376
2月決算	202
その他	608
合 計	3, 630



図表 II-1-5 < 決算期別上場被監査会社の時価総額(単位:百万円)>

3月決算	423, 074, 061
12 月決算	60, 922, 594
2月決算	19, 534, 581
その他	26, 635, 756
合 計	530, 166, 993



(出典) 平成28年3月末現在。取引所の資料に基づき作成

#### 2. 監査人の交代の状況

上場会社の監査人の交代理由の推移、監査人の規模別の異動状況及び監査人の交 代前後の監査報酬の状況は、以下のとおりである。

適時開示によれば、監査人の交代理由で最も多いものは任期満了であり、ほかには親子会社等で監査人を統一するためのものがみられる。また、平成 28 年 6 月期では、監査人の辞任による交代が増加している。(図表Ⅲ-2-1)

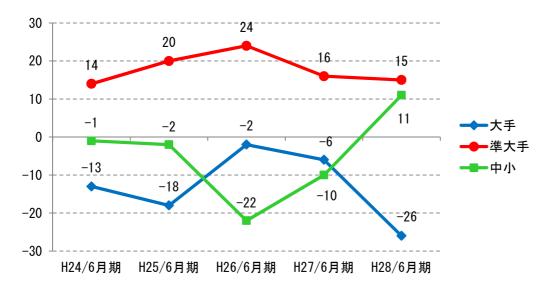
監査人の異動の純増減においては、大手監査法人及び中小監査事務所から準大手 監査法人に交代している状況がみられていたが、平成28年においては、大手監査 法人において大きく減少する一方、中小監査法人が大きく増加している。(図表Ⅲ-2-2)

141 140 120 110 110 105 105 ■その他 100 □監査人の移籍合併 ■監査人の辞任 80 □期中合意解約 ■親子会社等の監査人の統一 60 ■監査に係る見解の相違 □監査報酬 40 -- ■任期満了 20 H24/6月期 H25/6月期 H26/6月期 H27/6月期 H28/6月期

図表Ⅲ-2-1 <上場会社の監査人の交代理由の推移(単位:件)>

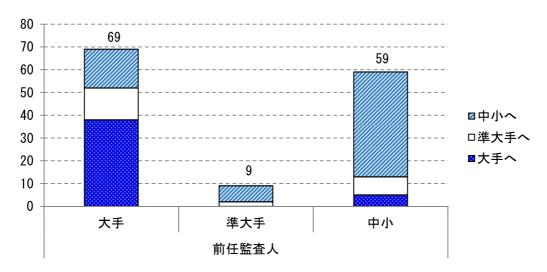
(出典) 監査人の交代に関する適時開示を集計

図表 II-2-2 < 監査人の規模別の異動状況(単位:件)> (規模別の純増減の状況)



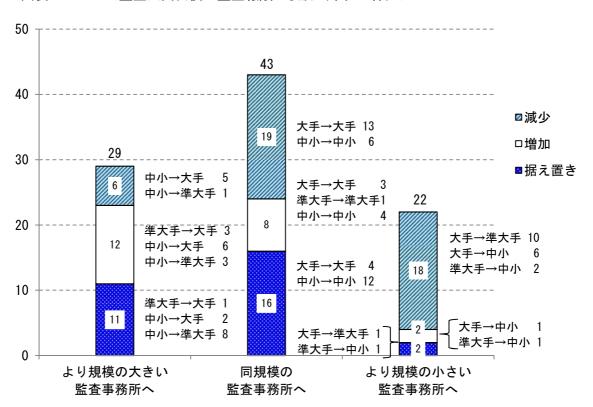
(注)件数については純増減である。

# (監査人間の異動の状況 (平成28年6月期))



(出典) 監査人の交代に関する適時開示を集計

次に、監査人の交代の前後における監査報酬の増減については、より規模の大きい監査事務所への交代の場合には、監査報酬の据え置き又は増加するケースが多い。また、同程度の監査事務所への交代の場合には、約半数において監査報酬が減少している。一方、規模の小さい監査事務所への交代の場合には、監査報酬が減少するケースがほとんどである。(図表Ⅲ-2-3)



図表Ⅲ-2-3 <監査人交代後の監査報酬の状況(単位:件)>

- (出典) 監査人の交代に関する適時開示を集計
- (注1) 平成26年1月決算から平成26年12月決算の上場会社に係る監査人の交代の うち、交代前後の監査報酬が公表されているものを集計。1百万円超の変動 を増加又は減少とみなした。
- (注2) 内訳をグラフに記載している。

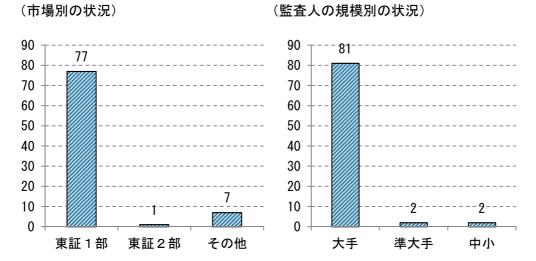
# 3. 各種制度等に関連する監査の状況

#### (1) IFRS 適用会社の監査への対応状況

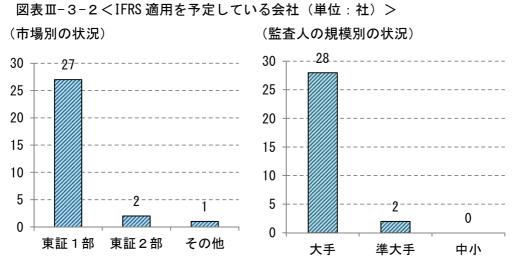
IFRS 適用会社が上場している市場別の状況及び当該会社の監査人の規模別の状況は、以下のとおりである。

IFRS 適用会社のほとんどは東証 1 部に上場しており、監査人は大手監査法人に集中している。また、IFRS の適用を予定している会社も、同様の状況である。(図表 III-3-1、III-3-2)

図表Ⅲ-3-1 < IFRS 適用会社(単位:社)>



(出典) 平成28年6月末現在。取引所の資料に基づき作成



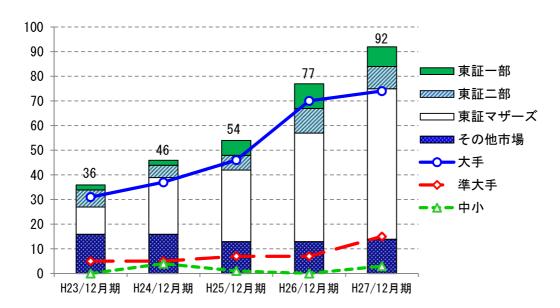
(出典) 平成28年6月末現在。取引所の資料に基づき作成

#### (2) 新規上場の受嘱の状況

新規上場会社数については、過去5年間において上場した会社の数は増加傾向にあり、特に東証マザーズでの増加が顕著である。

また、上場時に当該会社を監査していた監査事務所の規模別の状況の推移については、大手監査法人が大部分を占めるものの、平成27年12月期では準大手監査法人が増加している。(図表Ⅲ-3-3)

図表Ⅲ-3-3 <新規上場会社数及び上場時の監査事務所の規模別の推移 (単位:社)>



(出典) 取引所の公表資料を集計